



# 教へてペイオフ

預金保険制度  
Q&A



# Q1

平成17年4月からペイオフの解禁が拡大されると聞きましたが、具体的に保護される範囲を教えてください。



# A

これまでは1金融機関ごとに預金者1人あたり定期性預金は元本1,000万円までとその利息が保護され、普通預金、当座預金、別段預金は全額保護されていましたが、平成17年4月以降は、**定期性預金や利息のつく普通預金等は、1金融機関ごとに預金者1人あたり、元本1,000万円までとその利息等が保護され、当座預金や利息のつかない普通預金等は「決済用預金」(注)として全額保護されることとなります。**

(注)「利息がつかない。いつでも引き出せる。決済に使える。」という3要件を満たす預金のこと。

普通預金と定期性預金の保護される範囲		決済用預金は平成17年4月以降も全額保護	
	～平成17年3月	平成17年4月～	
普通預金 (利息がつく)	全額保護	合算して 元本1,000万円までとその利息等が 保護されます。	全額保護されます。
定期性預金 (定期預金・定期積金等)			
			決済用預金 (普通預金無利息型(決済用預金) 当座預金 別段預金の一部)

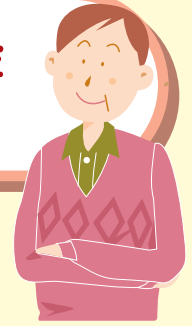
## 具体的な範囲は？

### 平成17年4月からの預金の種類と保護の範囲

預金の分類	平成17年4月から
<b>決済用預金に該当する預金</b> <b>普通預金無利息型(決済用預金)</b> (利息がつかない) 個人の方も団体もご利用になれます。 Q2、5参照 <b>当座預金</b> (無利息) 主に団体がご利用になれます。 <b>別段預金の一部</b> (無利息) ※別段預金は、振込資金等の一時的な管理等を行うための預金です。	<b>平成17年4月以降も全額保護されます。</b>
<b>普通預金</b> (利息がつく)	これらを合算して元本1,000万円までとその利息等が保護されます。
<b>その他の預金等</b> 定期預金、貯蓄預金、定期積金、通知預金、納税準備預金 等	合算して元本1,000万円を超える場合、元本1,000万円を超える部分とその利息等については破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります)
<b>外貨預金</b> <b>譲渡性預金</b> 元本補てん契約のない金銭信託等	<b>預金保険の対象外ですので保護されません。</b> 万が一金融機関が破たんした場合、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります)

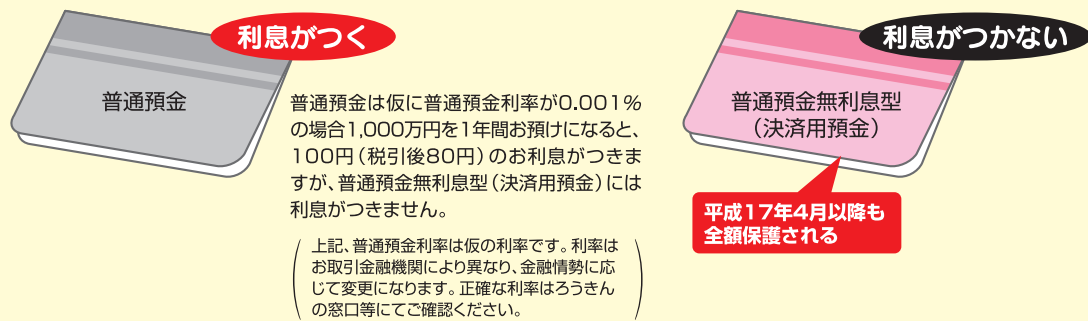
## Q2

### 平成17年4月以降も全額保護されるという普通預金無利息型(決済用預金)はどんな預金なのでしょうか？



平成17年4月以降も全額保護される決済用預金とは次の3つの要件を満たしたものをいいます。①「利息がつかない」(無利息) ②「いつでも引き出せる」(要求払い) ③「決済に使える」(決済サービスの提供)

この、3つの要件を満たすものとしては、**普通預金無利息型(決済用預金)等**があります。普通預金と普通預金無利息型(決済用預金)の主な違いは、普通預金は利息がつきますが**普通預金無利息型(決済用預金)は利息がつかないという点です。**

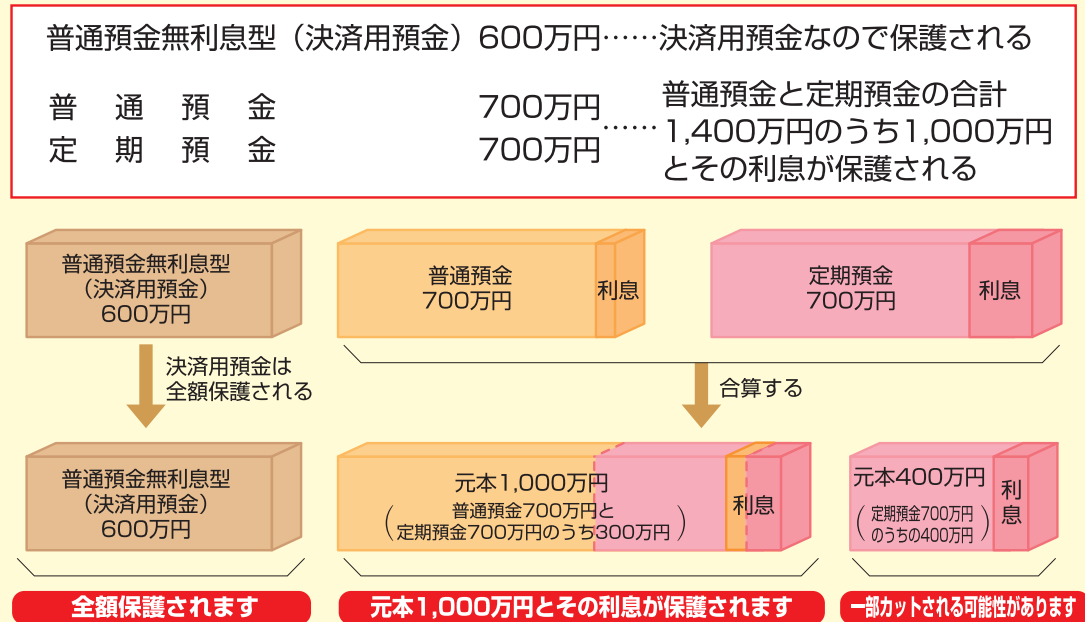


## Q3

### 平成17年4月以降、同じ金融機関に普通預金無利息型(決済用預金)600万円、普通預金700万円、定期預金700万円がある場合、保護される範囲を教えてください。



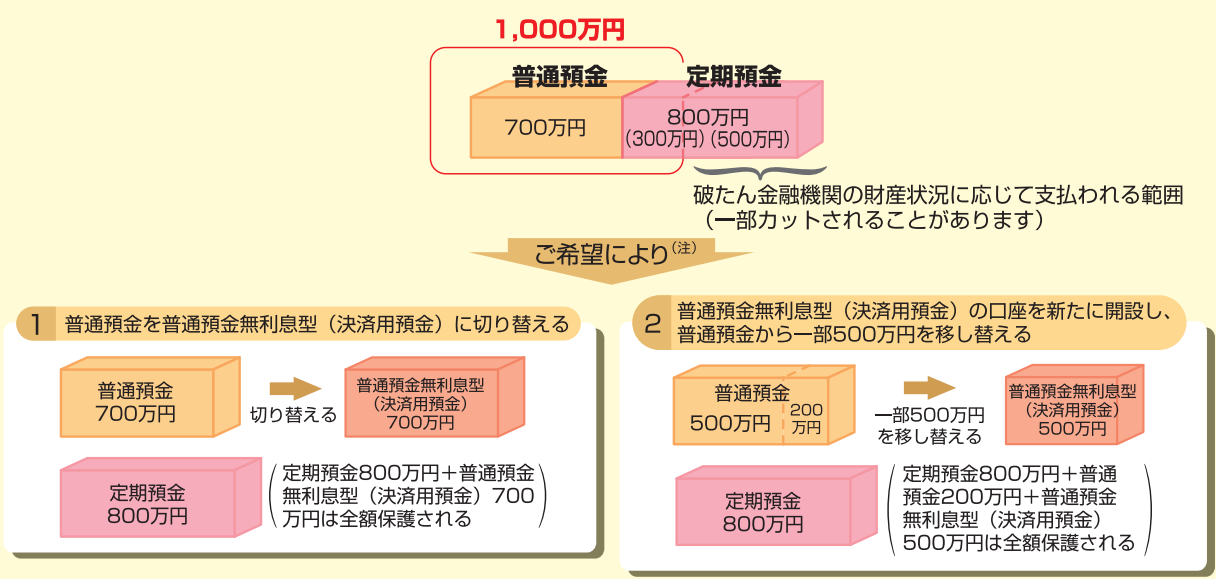
保護される範囲を図で示しますと、下記のとおりになります。



**Q4** 現在、同じ金融機関に定期預金800万円、普通預金700万円、合計1,500万円あります。平成17年4月以降もこの1,500万円全部が保護されるようにしたいのですが、どんな方法がありますか？



現在の合計金額が1,500万円ですので、元本1,000万円を超える部分およびその利息等については、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われることとなります。ご質問に対しては、現在ご利用中の普通預金を普通預金無利息型(決済用預金)に切り替えていただくか、新たに普通預金無利息型(決済用預金)口座を開けていただき普通預金から一部を普通預金無利息型(決済用預金)に移し替える方法があります。



(注)お手続き等については、ろうきん窓口等にご確認ください。

**Q5** 現在、利用している普通預金を普通預金無利息型(決済用預金)に切り替えられますか？切り替えた場合、現在利用中の公共料金等の口座振替や給与・年金等の自動受取りサービス等はどうなりますか？



ハイ、切り替えられます。所定のお申込書を各支店にご用意しておりますので、店頭にてご相談ください。普通預金無利息型(決済用預金)に切り替えた場合でも、口座番号はそのまま引き継がれますので、キャッシュカードによるお取引や、公共料金等の口座振替、給与・年金等の自動受取りサービス等もそのままご利用いただけます。



# Q6

## 破たんした金融機関に預金と借入金<sup>(注)</sup>(住宅ローン等)の両方がある場合はどうなりますか。



### A

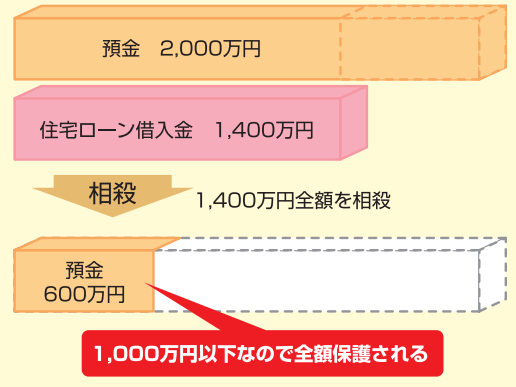
破たん金融機関に預金と借入金<sup>(注)</sup>(住宅ローン等)の両方があるお客様の  
場合、お申出により預金と借入金<sup>(注)</sup>(住宅ローン等)を差し引きする「相殺  
(そうさい)」という手続きをとることができます。たとえば、1,000万円を  
超える預金があったとしても、相殺によって預金が1,000万円以下になった  
場合、結果的に全額保護されることとなります。下図で示した例をご参考と  
してください。

(注)破たん金融機関を債権者とする借入金に限ります。

### 例 破たん金融機関に住宅ローン(借入金)と1,000万円を超える預金があるケース

例えば 住宅ローン(借入金)が1,400万円ある } 場合  
預金が2,000万円ある

#### A 住宅ローン1,400万円を全額相殺した場合



#### B 相殺する金額を1,000万円にし、預金を1,000万円の保護範囲内にすることもできる



結果的に A B の方法とも預金は全額保護されたこととなります。  
普通預金無利息型(決済用預金)等の決済用預金として保護されている預金は、上記の方法等によらないで全額保護されます。

(注)相殺対象となる借入金については、特約等により相殺が禁止されている場合等、相殺が制限される場合がございます。

# Q7

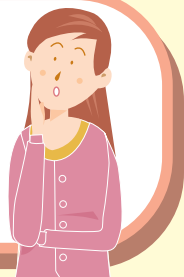
## 家族名義はそれぞれ保護されるのですか。



### A

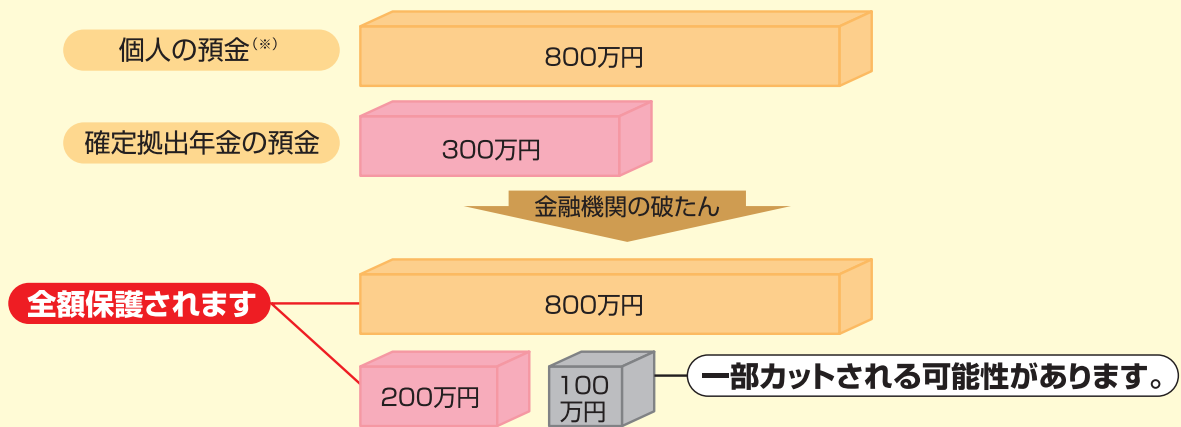
家族であっても、夫婦や親子はそれぞれ別の人格を有する法的主体  
であるため、その名義に従い別個の預金者として保護の対象となり  
ます。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義  
預金として保険の対象外となるため、注意が必要です。

**Q8** 確定拠出年金の一部300万円を定期預金で運用しています。同じ金融機関に個人の預金<sup>(※)</sup>800万円があります。もし預金している金融機関が破たんしたら、どうなるのですか？




**A** 加入者が確定拠出年金とは別に、個人で同じ金融機関に預金をしていた場合、それぞれの残高を合算し、元本1,000万円までとその利息が保護され、1,000万円を超える部分とその利息は破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われることとなります。保護される範囲を図で示しますと下記のとおりになります。

**金融機関が破たんした場合の確定拠出年金の預金保護**



(※)普通預金無利息型(決済用預金)等の決済用預金を除きます。

**Q9** 健全な金融機関であれば、1,000万円を超える預金をしていても大丈夫なのではないですか？



**A** その通りです。むしろ、健全で破たんしない金融機関へのご預金が資産を守る第一歩と考えます。では、金融機関の健全性を考えるためにはどのようなものがあるのでしょうか。一般的には、その財務内容を見ることが知られていますが、目的や運営(経営)方針など、金融機関としての基本姿勢を知ることが重要であると考えます。金融機関の店舗等に備え付けられているディスクロージャー誌では、財務内容をはじめさまざまな運営(経営)に関する情報が公開されておりますので、ご確認されることをおすすめします。



お問い合わせはお近くの〈ろうきん〉へ